

議案第42号

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を廃止する条例の制定について

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年6月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を廃止する条例

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 20 年加西市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 2 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年加西市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の見出し中「等」を削り、同条中「及び加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 20 年加西市条例第 2 号）第 3 条の規定により採用された職員」を削る。

(審議資料)

任期付職員制度が、真に加西市において必要かどうか再検証するにあたり、現行の任期付職員の採用等に関する条例を廃止しようとするもの。